

大分大学医学部歯科口腔外科同門会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は大分大学医学部歯科口腔外科同門会と称す。

第2条 本会は会員相互の医学・歯学知識ならびに医療技術の向上と親睦を計ることを目的とすると共に同教室の発展に寄与する。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)会員名簿、会報及び必要な印刷物の発行。
- (2)学術講演会、研究会の開催。
- (3)大分大学医学部歯科口腔外科学教室の後援に関する事項。
- (4)その他本会の目的達成に必要と思われる事項。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は次の会員を以て組織する。

(1)正会員

大分大学医学部歯科口腔外科学教室員ならびに同教室に在籍した者

(2)名誉会員

本会に特別に功労のあった会員のうちから理事会が推薦し、総会で承認する。

(3)特別会員

大分大学医学部歯科口腔外科学教室主任に推薦され会長が承認した者

(4)賛助会員

正会員以外で入会を希望し理事会の承認を得た者

(会員の権利および義務)

第5条 会員は住所を移動した場合は事務局に届け出をする。

2 会員死亡の場合は事務局に通知する。

3 会員は本会が主催する各種事業に参加し、本会の発行する会報ならびに印刷物の頒布を受け、若しくは購入することが出来る。

4 会員は所定の会費を本会に納入するものとする。

5 会員であつて引き続き3年間会費を納入しない者は退会とする。

(会員の資格喪失)

第6条 会員は次の事由によってその資格を失う。

(1)死亡

(2)退会

第3章 役 員

(役員の種類および定数)

第7条 本会に次の役員を置くことが出来る。

(1)会長	1名
(2)副会長	2名
(3)監事	2名
(4)理事	若干名
・学術	数名
・総務	数名
・広報	数名

(5)顧問

(役員の選出)

第8条 会長および監事は会員のうちから総会において選出する。

2 副会長は教室主任および同門会員の中から会長が指名する。

3 理事は会員のうちから会長が選任する。

4 総務、広報担当理事は、学内・学外より1名ずつ選出する。

5 顧問は本会に特別に功労のあった会員のうちから会長が推薦し、総会で承認する。

(役員の職務)

第9条 会長は会務を掌理し本会を代表する。

2 会長は理事会、総会を召集する。

3 副会長は会長を補佐し、会長の職務不能に際してその職務を代行する。

4 監事は本会の会計および財産、業務執行の状況を監査する。

5 理事は理事会の決定により会務を分担し執行する。

6 会計は、学外の総務担当理事が兼任する。

7 総務、広報担当理事は事務局を兼ねる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし任期終了の後でも後任の役員が選出されるまではその職務を行いうものとする。

2 役員に欠員が生じたときは第8条により補充し、任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は総会ならびに理事会とする。

(総会)

第12条 総会は定期総会、臨時総会とする。

- 2 定時総会は年一回開催する
- 3 臨時総会は次の場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2)理事会が必要と認めたとき
 - (3)過半数を占める会員の要請があった時
- 4 総会の議決は出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 5 総会の議長は総会ごとに選出する。
- 6 総会の召集は、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって通知するただし、緊急召集の場合はこの限りでない。

(総会の付議事項)

- 第13条 次の事項は総会の議決を得なければならぬ。
- (1)年度事業報告および事業計画
 - (2)収入支出予算および決算の承認
 - (3)会長および監事の選出
 - (4)会則の変更
 - (5)その他の事
- (理事会)
- 第14条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。
- 2 理事会は会長がこれを召集してその議長となる。
 - 3 理事会は本会の業務に必要な事項のうち、次にあげる事項の審議を行う。
 - (1)総会に関する事項とこれに付議する事項
 - (2)その他本会の運営および事業執行に必要な事項
 - 4 理事会の議事は出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第5章 会 計

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

- 第16条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

- 第17条 本会の会費の額は次のとおりである。
- 会費の額は理事会の議を経て総会の承諾を得なければならない。
- (1)正会員(学外)10,000円(年額)
 - (2)正会員(学内及び勤務医)5,000円(年額)
 - (3)名誉会員、特別会員の会費は徴収しない。

- (4)賛助会員 10,000円(年額)
- (5)事務官、技官の会費は徴収しない。

(監査)

第18条 本会の経理および会計は定時総会の前に監査をうけなければならない。

- 2 監事は監査の結果を総会に報告しなければならない。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 本会の会則は総会の議決により変更することが出来る。

第7章 事 務 局

(事務局)

第20条 本会の事務局を大分大学医学部歯科口腔外科学教室に置く。

〒879-5593
大分県由布市挾間町医大ヶ丘1-1
大分大学医学部歯科口腔外科学教室
TEL097-586-6703 FAX097-549-2838
e-mail sika@oita-u.ac.jp

(事務局長)

第21条 事務局長は総務担当理事(学内)が併任する。

※付則

この会則は2016年7月2日から施行する。

慶弔等に関する内規

大分大学医学部歯科口腔外科学教室会則第1章第2条に基づき、慶弔などについて定めるものとする。

- 1.会員の結婚祝電
 - 2.会員の開業祝電、記念品
 - 3.会員の死亡弔電および生花
 - 4.会員家族(配偶者または一親等)の死亡弔電および生花
 - 5.上記以外で、会長が必要と認めたもの
 - 6.なお、これらの諸費用は、本会会費をもって充てるものとする。
- この内規は、2002年5月25日から施行する。

教室員の留学・学会発表の補助に関する規定

補助とは、教室員が国内外留学または国内外で開催される学会に筆頭演者として発表する時の旅費の一部を援助することをいう。

1. 国外

1) 国外留学

短期(1か月以上6か月未満)、長期(6か月以上)を含めて旅費(実費)の一部(10万円を限度額として)を補助する。

2) 国外の学会発表

国外で開催される学会で、発表するときには、発表者の旅費の一部、2万円を補助する。

2. 国内

1) 国内留学

短期(1か月以上6か月未満)、長期(6か月以上)を含めて旅費(実費)の一部(5万円を限度額として)を補助する。

2) 国内の学会発表

国内で開催される学会で、発表するときには、発表者の旅費の一部、1万円を補助する。ただし教官は除外する。

3. 国内・国外留学・学会発表の補助を受けようとする者は、所定の申請書を本会に提出しなければならない。

4. 補助の審査と補助額の決定は会長が行う。
この規定は、2012年8月25日から適応する。

大分大学医学部歯科口腔外科同門会理事会

会長	荒井 千春
副会長	芦刈 晴彦
学外理事	後藤 秀之(総務担当) 加來 慶久(学術担当) 永井 悠介(広報担当)
学内理事	河野 憲司(副会長) 山本 哲彰(総務担当) 河野 辰之(総務担当) 阿部 史佳(広報担当) 小野 敬一郎(広報担当) 平野 公彦(学術担当) 高橋 喜浩(学術担当) 田嶋 理江(広報担当)
監事	戸高 勝之 青木 弘興
顧問	花井 康 京極 順二

敬称略 2018年7月1日現在